

令和5年7月大雨災害に対する支援情報②

7月21日(金)現在

7月21日(金)発行

日田市災害対策本部

大雨によって被害に遭われた市民の皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。
市では、一日も早く、市民の皆様が元の生活と安心して暮らせるまちを取り戻すために、次にお知らせします災害支援に取り組んでおります。
支援情報の詳細は市ホームページ(右記二次元コード)でも確認できます。



①生活必需品の支給【問合せ】商工労政課企業立地・雇用労働係 ☎22-8239 (市役所3階)

り災証明書の住家の損壊の程度が「全壊」又は「大規模半壊」で、日常生活を営むことが困難な人を対象に、生活必需品を支給します。

■支給用品 ①被服、寝具 ②衛生用品、炊事用具及び食器 ③掃除・洗濯用品 等

②災害ごみの処理

【問合せ】清掃センター ☎23-0111、環境課生活環境係 ☎22-8208 (市役所2階)

豪雨によって被災し、壊れたり使用できなくなったりした物品等は、災害廃棄物として清掃センターで無料で受け入れを行います。分別して清掃センターに持ち込んでください。

■受入期限 9月29日(金) ■必要書類 り災証明書又は被災証明書

※豪雨が原因で壊れたり、使用不能となった物品等が対象です。便乗ごみ(被災していない又は以前から壊れていた物品等)の排出は禁止されています。

※各証明書の発行前にごみ処理を行いたい場合や受入期限までに持ち込めない場合は清掃センターにお問い合わせください。

※運搬手段がない人は環境課生活環境係にお問い合わせください。

③業者による消毒について【問合せ・申込み】健康保険課保健医療係 ☎22-8370 (市役所3階)

浸水家屋の消毒作業を個人で行うことができない人を対象に、市が委託した業者による消毒を行います。また、個人で消毒を行う際の消毒液の配布も行っています。

■消毒対象 併用住宅を含む住宅 ※事業所や倉庫など非居住空間は対象外

■必要書類 り災証明書又は被災証明書

■消毒範囲 床上浸水の場合：1階の各部屋及び床下、床下浸水の場合：床下

■申込期間 7月24日(月)～28日(金) ■実施期間 8月31日(木)まで

④医療機関の受診について【問合せ】健康保険課国保・年金係 ☎22-8271 (市役所1階)

災害によって保険証を紛失した場合は、医療機関等の窓口で次のことを申し出てください。

■国民健康保険(組合)・後期高齢者医療の人

住所、氏名、連絡先、生年月日 ※国保組合の人は組合名。

■被用者保険(社会保険等)の人 氏名、連絡先、生年月日、事業所名

■保険証の再発行(国民健康保険・後期高齢者医療)

申請に必要なもの：印鑑、運転免許証等顔写真付き本人確認書類、マイナンバーが分かるもの

※被災状況等によって、医療機関の窓口での支払いが不要になる場合があります。

⑤被災住宅の応急修理【問合せ】建築住宅課公共施設整備係 ☎22-8312 (市役所5階)

居住する住宅が準半壊、半壊、中規模半壊、大規模半壊の被害を受け、居室・台所・トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する必要がある人は、修理費用の一部を負担する制度がありますので、修理に着手する前にご相談ください。

⑥賃貸型応急住宅の提供【問合せ】建築住宅課住宅係 ☎22-8218 (市役所5階)

居住する住宅が全壊、半壊又は床上浸水などで住まいにお困りの人を対象に、賃貸型応急住宅(民間アパート等)を提供します(被害状況によって期間は変わります)。

裏面もあります

⑦被災証明書の申請手続【問合せ】市民課窓口サービス係 ☎22-8204（市役所1階）

被災証明書とは、自然災害による被害の事実を証明するものです（被災の程度を証明するものではありません）。証明書の発行は、原則として、被害を受けた事実に対して、立証、確認できるものについてのみです。
※事前に保険会社等に被災証明書が必要か確認した上で申請をお願いします。

■証明事項 被災の事実

■対象 動産（家財・車等）、被害程度の判定を必要としない住家・非住家

■受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

■受付場所 市民課窓口サービス係（市役所1階）、各振興局・振興センター

■必要書類 被災証明願、被災状況が確認できる写真、本人確認書類（運転免許証等）

※証明願の確認欄には、被災場所の自治会長からの記入・押印が必要です。

※本人又は同一世帯員以外が申請する場合は、委任状が必要です。

⑧農業用ハウス、農業用機械等の「り災証明書」

【問合せ】農業振興課生産・流通推進係 ☎22-8211（市役所3階）

農業用施設や農業用機械等に被害を受けられた人は、農業振興課生産・流通推進係、各振興センター・振興局で「農業関係者用・り災証明書」の申請手続を受け付けています。農業関連融資、各種補助事業等の申請の際に必要となります。

■受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

■必要書類 印鑑、被災状況写真等、本人確認ができるもの

■対象施設等 農業用ハウス、農業用機械、農業用倉庫、畜舎、たい肥施設、果樹棚等

■受付期間 8月1日（火）～10月31日（火）

※現地確認が必要な場合、証明書の発行は後日になります。

⑨浄化槽等の被害【問合せ】環境課水・環境係 ☎22-8357（市役所2階）

自宅の浄化槽又は汲み取り便槽に土砂等が流入した場合は、引き抜き処理に対する助成を受けられます。浄化槽管理業者にお問い合わせください。

⑩その他公共料金等に関すること

大雨による災害救助法の適用によって各種公共料金の特別措置が受けられます。詳細は下記に記載している問合せ先にご相談ください。

■NHK放送受信料の免除

【問合せ】NHK大分放送局経営管理企画センター ☎097-533-2830

■電気料金、工事費負担金、臨時工事費、基本料金、諸工料の免除

【問合せ】九州電力日田営業所 ☎0120-761-377

■電話サービス基本料金等の免除

【問合せ】西日本電信電話株式会社

・WEBでの故障申告・問合せ <https://www.customersupport.ntt-w.net/>

・加入電話に関する問合せ ☎113（※携帯電話からは☎0120-444-113）

・ひかり電話・フレッツサービスに関する問合せ ☎0120-248-995

災害に便乗した悪質商法に注意

【問合せ】日田市消費生活センター ☎22-9393（市役所6階）

大雨などの自然災害発生時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。被災地域だけでなく、それ以外の場所でも悪質商法には十分注意してください。特に最近は、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使えらる」と勧誘する手口等、全国の消費生活センター等に寄せられています。困った際はその場で決めず、日田市消費生活センターにご相談ください。